

岩手県告示第864号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、東山町土地改良区（一関市）、大東町土地改良区（一関市）、千厩土地改良区（一関市）、室根土地改良区（一関市）及び川崎土地改良区（一関市）の合併を認可した。

平成22年11月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 合併により設立する土地改良区 一関東部土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区 東山町土地改良区、大東町土地改良区、千厩土地改良区、室根土地改良区及び川崎土地改良区